

# 兵庫県公報

平成19年2月13日 火曜日 第1849号

発行人

兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 告 示

	ページ
○換地処分に伴う美方郡新温泉町の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○同 上（同）	7
○兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	9
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	9
○特定計量器定期検査の実施（商業振興課）	10
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	11
○家畜の検査の実施（畜産課）	12
○牛の炭そ予防注射の実施（同）	13
○保安林の指定（森林保全室）	14
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	14
○道路の区域の変更（同）	14
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	15
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）	15

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	16
○大規模小売店舗の新設に関する届出（まちづくり課）	17
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	18
○入札公告（管理課）	20

### 企業庁公告

○入札公告（水道課）	22
------------	----

### 病院局公告

○入札公告（県立尼崎病院）	25
○同 上（県立淡路病院）	28
○同 上（県立こども病院）	30
○同 上（県立成人病センター）	32

### 警察本部公告

○入札公告	34
-------	----

## 告 示

### 兵庫県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、美方郡新温泉町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新温泉町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
丹 土	中 村	29の2	丹 土	長 谷 坂
	長 田	58の一部 59の一部		
	油	82の一部 83の2の一部 84の3の一部		
	長 谷 坂	38の一部 39 42の一部 43 44の一部	丹 土	長 田
	油	118の1の一部		
	小 丹 土	120の一部 121の1の一部 122の一部		
	中ノ坪	176の1の一部 176の3の一部 177の1の一部 177の2の一部 184の1の一部 184の2の一部 186の3の一部 187の1の一部		
長 谷 坂	38の一部	丹 土	油	
長 田	57から61までの各一部 78の一部			
小 丹 土	120の一部			
長 田	57の一部 63の一部 64の1の一部 64の2の一部 65の一部 68の3の一部 68の4の一部	丹 土	中ノ坪	
城 前	245から248までの各一部 249	丹 土	小 丹 土	
家ノ下	250の一部 251の一部			
長 田	72の一部 73の一部 74の1の一部			
油	118の1の一部 119の1の一部			
中ノ坪	169の一部	丹 土	家ノ下	
城 前	233の一部 236の2の一部 237の1 243の一部 246から248までの各一部			
野 田	296の一部 297の一部 298の1 298の2 299から301までの各一部 314の一部			
中ノ坪	172の一部 173の一部 194の一部 195 196の一部 197	丹 土	城 前	
家ノ下	257の1の一部 257の3の一部			
野 田	300の一部 314の一部 315の一部			
岩 隈	345の一部			
竹之下	282の一部 290の1の一部 291の一部	丹 土	野 田	

	岩 隈	344の一部 345の一部 346の1の一部 348の一部		
	中 縄 手	349の1の一部 350の一部 353の5の一部		
	野 田	309の1から309の3までの各一部 309の4 309の5の一部 310の1の一部 310の3 311の1の一部 311の2 312の 一部	丹 土	中 縄 手
	岩 隈	338の一部 347の一部 348の一部		
	菖 蒲 池	364の1の一部 365の1の一部 365の2 366の一部 367 の1の一部 367の2の一部		
	大 之 田	454の2の一部 455の1の一部 455の2 455の3 457の 1から457の3までの各一部 457の4 459の1の一部 459 の2から459の4まで 460の1から460の5まで 461の1か ら461の3まで		
	曲 り 畑	462の1の一部 462の2の一部 462の3 463の一部		
	沈 田	605の1の一部 605の5の一部 606の一部		
	野 田	309の3の一部	丹 土	竹 之 下
	中 縄 手	353の5の一部		
	野 田	309の3の一部 309の5の一部	丹 土	沈 田
	中 縄 手	353の1の一部 353の2 353の3の一部 353の5の一部 353の6		
	曲 り 畑	462の1の一部 462の2の一部 464の4から464の7までの 各一部 466の一部 470の一部 471の一部		
	畑 中	539の一部		
	尾 崎	318の1の一部 318の2の一部 319の一部	丹 土	岩 隈
	中 縄 手	349の1の一部 359の1の一部 360の1から360の3までの 各一部		
	菖 蒲 池	366の一部 367の1の一部 367の2の一部 368の1の一部 368の2から368の4まで 373の一部 374の1から374の3 まで		
	下 岩 隈	375の1の一部 375の2の一部		
桐 岡	橋 詰	202の一部 204の一部		
丹 土	岩 隈	329の一部 340の一部 343から345までの各一部	丹 土	尾 崎
桐 岡	橋 詰	202の一部		

丹 土	岩 隈	330の一部 332の1の一部 333の一部 334の1の一部 334の3の一部	丹 土	下岩隈
	菖蒲池	371の1の一部		
	下 田	397の1の一部 401の2の一部 403の一部 405の1の一部 405の2の一部 406 407の一部		
桐 岡	橋 詰	195の1の一部 205の一部 206 207の1 207の3 208		
	下 田	210の一部		
丹 土	岩 隈	334の1の一部 334の3の一部	丹 土	菖蒲池
	下岩隈	375の1の一部 375の2の一部		
	下 田	407の一部		
	大之田	446の1の一部 448の一部 450の一部 451の1の一部 451の2 451の3 452の1の一部	丹 土	大之田
	中縄手	356の一部 363の1の一部		
	菖蒲池	364の1の一部 364の2の一部 365の1の一部 366の一部 370の一部		
	下 田	407の一部 408の一部		
	藤 尾	411の1の一部 436の1の一部 437の1の一部 439の一部 440から442まで		
	曲り畑	464の13から464の16までの各一部		
	引 土	477の1から477の5までの各一部 478 479の1の一部		
丹 土	下岩隈	393の1の一部 393の3の一部 394の一部 395の一部 396の1の一部 396の2の一部	丹 土	下 田
	藤 尾	411の1の一部 411の2 412の1の一部 412の2 413の1の一部 413の2の一部 414の1の一部 414の2 415の一部 439の一部		
桐 岡	大股ニヤ	286の1から286の3までの各一部		
丹 土	藤 尾	433の1の一部 433の2の一部 435の1の一部 435の2 435の4 436の2の一部 436の3 436の4の一部	丹 土	引 土
	大之田	446の1の一部 446の3の一部		
	畑 中	519の一部 543から545までの各一部		
中 辻	大 堂	97の1から97の3までの各一部 97の5 97の6の一部		

	土橋	107の一部 107の1の一部 108の一部		
丹土	大之田	456の3の一部 457の2の一部 457の3の一部 458 459の1の一部	丹土	曲り畑
	引土	472から474までの各一部 475の1の一部 475の2の一部 476の一部 477の1の一部		
	沈田	547の1の一部 548の一部		
	引土	472から474までの各一部 493の一部 517の一部	丹土	畑中
	沈田	547 547の1の一部 549の一部 551の一部 554の1の一部 554の2の一部		
		引土	479の1の一部 502の一部 503の1の一部 503の2 504	丹土
中辻	土橋	107から109までの各一部 110の1の一部 110の2 110の4の一部		
飯野	向ウツジャ	1505の1の一部 1505の2の一部		
	藤尾	1518の1の一部		
丹土	藤尾	430の一部 431の1の一部 431の2の一部	中辻	土橋
中辻	大堂	97の1から97の3までの各一部 97の6の一部 104 105		
飯野	藤尾	1518の1の一部 1518の6の一部 1519の1の一部 1564の5の一部 1566の一部		
丹土	尾崎	328の一部	桐岡	橋詰
	岩隈	329から331までの各一部 332の1の一部		
	下岩隈	384の1の一部 387の一部 395の一部 396の1の一部	桐岡	下田
	下田	397の1の一部 397の2		
桐岡	大般ニャ	274の2の一部 274の3 274の4の一部		
丹土	下田	397の1の一部 398 399 400の一部 401の1の一部 401の2の一部	桐岡	大般ニャ
	藤尾	414の1の一部 415の一部		
		416の1の一部 416の2	桐岡	藤の尾
桐岡	大般ニャ	286の2の一部 286の3の一部 288の一部 293の2 293の3		
	狐岩	71の一部 75の一部	桐岡	後道
		76の一部 77の一部 79の1の一部	桐岡	森ノ後

飯野	山本	1336の1の一部 1337の1の一部 1338の2 1338の6の一部 1338の7		
桐岡	後道	85の一部 86の4の一部	桐岡	狐岩
	森ノ後	336の1の一部 338の一部		
	湯田	270の1の一部 270の2の一部 270の3の一部	桐岡	穴町
飯野	山本	1360の一部 1402の一部		
桐岡	穴町	323の一部 326の1の一部	桐岡	湯田
丹土	藤尾	411の1の一部 412の1の一部 413の1の一部 413の2の一部 415の一部 416の1の一部 417の1の一部 417の2 419の一部 420の一部 423の2の一部 438の一部 439の一部	飯野	向ウツジャ
桐岡	大般ニヤ	286の2の一部 288の一部		
	藤の尾	295の1の一部		
丹土	藤尾	421の一部 422の一部 428の一部 429の一部	飯野	藤尾
中辻	土橋	110の3の一部 111の1の一部 111の3の一部 112		
桐岡	狐岩	79の1の一部	飯野	山本
	湯田	270の1の一部		
	穴町	320の一部		
	森ノ後	336の1の一部 337の1の一部 349の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字丹土字長田66の2に隣接する大字丹土字中ノ坪の水路である公有地の一部は、大字丹土字長田に編入する。

また、大字丹土字中ノ坪165、168、169に隣接する大字丹土字家ノ下の道路である公有地の一部は、大字丹土字中ノ坪に編入する。

また、大字丹土字畑中537の1に隣接する大字丹土字沈田の道路である公有地の一部は、大字丹土字畑中に編入する。

また、大字丹土字藤尾420、421に隣接する大字飯野字向ウツジャの道路である公有地の一部は、大字丹土字藤尾に編入する。

また、大字桐岡字狐岩58の1、71に隣接する大字桐岡字後道の水路である公有地の一部は、大字桐岡字狐岩に編入する。

また、大字飯野字向ウツジャ1502に隣接する大字飯野字藤尾の道路である公有地の全部は、大字飯野字向ウツジャに編入する。

備考 地番は、平成17年10月13日現在の地番である。



## 兵庫県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、美方郡新温泉町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新温泉町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
多 子	中 村	829の一部 837の一部 848の1から848の3までの各一部 849の2の一部	丹 土	中 村
丹 土	中 村	17の1から17の3までの各一部 26の2の一部 31の一部 32の一部 35の1の一部	多 子	中 村
多 子	峠ノ前	49から51までの各一部	多 子	甲 丹 田
	石 原	82の一部 83の一部 85の一部 86 87の一部 88の一部 91の一部 93の一部		
切 畑	柳 原	333の一部 334の一部	多 子	峠ノ前
	扇ヶ平	356の一部		
多 子	甲 丹 田	59の一部	多 子	峠ノ前
切 畑	扇ヶ平	358から360までの各一部 362の一部	多 子	峠ノ前
多 子	甲 丹 田	64の一部 65の一部	多 子	石 原
	池 町	105の一部 106の一部		
	石 原	93の一部 94の一部		
	林ノ首	118の一部 121の3の一部 151の1の一部 151の3の一部 151の4の一部 152の1の一部 152の2の一部		
切 畑	柳 原	315の一部 316の一部	多 子	池 町
多 子	池 町	117の一部	多 子	林ノ首
	安 岡	161の1の一部 161の2 161の3の一部 162の1の一部 162の2の一部		
切 畑	黒 杉	294の1の一部 294の2の一部 295の1から295の3までの 各一部 296の一部 297の1の一部	多 子	安 岡
多 子	林ノ首	145の一部 148から150までの各一部 152の1の一部	多 子	安 岡
切 畑	懐 田	26の1の一部 26の2 27の一部 28の1の一部 28の2の 一部 29の一部	切 畑	親 垣

	西畑	81の1の一部 81の2の一部 82の1の一部 82の2 82の3		
	山根	122 123		
	堀詰	134の1 135 136の一部 137の一部		
	郎道	189の3の一部 198の一部		
	懐田	28の2の一部 35 36	切畑	岡田
	西畑	82の1の一部 82の3の一部 87の2の一部 88の一部 92の1の一部 93の3の一部 94の1から94の4まで 95		
	親垣	96の一部 97の1の一部 99の1の一部 102の4の一部 103の2の一部 104の2の一部 105の2の一部		
多子	峠ノ前	40から42までの各一部 47の一部 48の一部 50の一部 51の一部 52	切畑	扇ヶ平
切畑	高畔	335の1の一部 351の2の一部		
	親垣	97の1の一部	切畑	懐田
多子	池町	106の一部 107の1の一部 107の2の一部 108の一部 109の1の一部 111の2の一部	切畑	柳原
切畑	高畔	336の一部 338の5		
多子	林ノ首	124の1の一部 124の2の一部 125の2の一部	切畑	黒杉
切畑	西畑	81の1の一部 81の2の一部	切畑	斗田
	堀詰	136から139までの各一部		
	落ヶ鼻	165から167までの各一部 170から172までの各一部 178の1の一部		
	郎道	179の一部 180の1の一部 180の2の一部 181の1 181の2 182の1 183の1 184の1の一部 185の一部 186 189の3の一部		
		179の一部 180の1の一部 180の2の一部 184の1の一部 185の一部		
	斗田	278から280までの各一部	切畑	落ヶ鼻
多子	中村	849の2の一部 852の1の一部 852の2の一部		
切畑	柳原	332から334までの各一部	切畑	高畔
	扇ヶ平	354の1の一部 355の一部 356の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。



また、大字多子字中村10の1、10の3、12、14の2に隣接する大字丹土字大林の道路である公有地の一部は、大字丹土字中村に編入する。

また、大字多子字峠ノ前39に隣接する大字切畑字扇ヶ平の水路である公有地の全部は、大字多子字峠ノ前に編入する。

また、大字多子字甲丹田59から61まで、69に隣接する大字多子字清水の道路である公有地の全部は、大字多子字甲丹田に編入する。

また、大字多子字中村838の1から838の4までに隣接する大字丹土字中村の道路である公有地の一部は、大字多子字中村に編入する。

また、大字切畑字西畑92の1に隣接する大字切畑字岡田の道路である公有地の一部は、大字切畑字西畑に編入する。

また、大字切畑字岡田37、40の2の地先の大字切畑字懐田の水路である公有地の全部は、大字切畑字岡田に編入する。

また、大字多子字石原89、90に隣接する水路である公有地の一部は、大字切畑字柳原に編入する。

また、大字切畑字親垣109から111までに隣接する大字切畑字山根の道路、水路である公有地の一部は、大字切畑字親垣に編入する。

備考 地番は、平成17年10月13日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第 145 号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成19年 2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

##### 1 変更事項

組合の地区

岡山県の次の地区を追加する。

備前市

##### 2 許可年月日

平成19年 2月 2日

#### 兵庫県告示第 146 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

##### 1 申請の概要

###### (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

川崎重工業株式会社 明石工場

明石市川崎町1番1号

明石事務所長 橋本芳純

###### (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

川崎重工業株式会社 明石工場

明石市川崎町1番1号

###### (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.1、No.2)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.3)		
能 力	処理ガス量 60m <sup>3</sup> /分		処理ガス量 35m <sup>3</sup> /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後20日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8:00~12:00、13:00~ 19:00 10時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	8.8	8.8	8.8	8.8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	160	160	160	160
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	220	220	220	220
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	51	51	51	51
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.09	0.09	0.09	0.09
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	9.7	9.7	9.7	9.7
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	0	0.23	0	0.23	

備考 汚水等は、処理後循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年2月13日から同年3月6日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境政策課

## 兵庫県告示第147号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、豊岡市、養父市及び美方郡の区域における質量計の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

平成19年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定期検査機関）  
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内  
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
豊岡市	平成19年5月8日から同年7月12日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
養父市	平成19年6月12日から同年7月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	
美方郡	平成19年4月10日から同年6月7日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	

兵庫県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市萩原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 田 延 治 郎	神戸市北区淡河町萩原310番地
同	坂 本 勝	同 市同区淡河町萩原402番地
同	宮 脇 博	同 市同区淡河町萩原222番地
同	宮 脇 悦 男	同 市同区淡河町萩原369番地の2
同	常 深 輝 夫	同 市同区淡河町萩原361番地
同	藤 田 進	同 市同区淡河町萩原405番地
同	長 岡 治 市	同 市同区淡河町萩原141番地
監 事	藤 原 誠 一	同 市同区淡河町萩原472番地
同	宮 脇 石 喜	同 市同区淡河町萩原217番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 田 進	神戸市北区淡河町萩原405番地
同	長 岡 博 文	同 市同区淡河町萩原141番地
同	藤 田 延 治 郎	同 市同区淡河町萩原310番地
同	坂 本 勝	同 市同区淡河町萩原402番地
同	宮 脇 博	同 市同区淡河町萩原222番地

同	宮 脇 悦 男	同	市同区淡河町萩原369番地の2
同	常 深 輝 夫	同	市同区淡河町萩原361番地
監 事	藤 原 誠 一	同	市同区淡河町萩原472番地
同	宮 脇 石 喜	同	市同区淡河町萩原217番地

2 大野下土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	沖 田 兌 雄	洲本市大野1742番地
同	宮 下 萬 米	同 市大野1281番地
同	宮 下 保	同 市大野1728番地 1
同	沖 田 育 正	同 市大野1553番地
同	沖 田 卓 司	同 市大野1552番地 1
監 事	宮 脇 保 明	同 市大野1535番地
同	石 原 茂 雄	同 市大野1628番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	沖 田 兌 雄	洲本市大野1742番地
同	宮 下 萬 米	同 市大野1281番地
同	宮 下 保	同 市大野1728番地 1
同	沖 田 育 正	同 市大野1553番地
同	沖 田 卓 司	同 市大野1552番地 1
監 事	宮 脇 保 明	同 市大野1535番地
同	石 原 茂 雄	同 市大野1628番地

兵庫県告示第 149 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、以下の家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成19年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 牛の結核病検査

- (1) 実施の目的  
牛の結核病の発生を予防するため
- (2) 実施の期日及び区域

実 施 の 期 日	実 施 の 区 域
平成19年 2月16日から 同 年 3月10日まで	県内全域

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
実施の区域内において飼育する牛で、第25回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成18年 4月16日から平成19年 2月15日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものを除く。

- (4) 実施の方法  
ツベルクリン皮内反応

2 牛のブルセラ病検査

- (1) 実施の目的  
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (2) 実施の期日及び区域

実施の期日	実施の区域
平成19年2月16日から 同年3月10日まで	県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第25回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし平成18年4月16日から平成19年2月15日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものを除く。

(4) 実施の方法

血清による凝集反応

3 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施の期日及び区域

実施の期日	実施の区域
平成19年2月16日から 同年3月10日まで	県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第25回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成19年1月16日から同年2月15日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものを除く。

(4) 実施の方法

エライザ法

兵庫県告示第150号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、以下の家畜の所有者に対し、牛の炭そ予防注射を受けることを命ずる。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施の期日及び区域

実施の期日	実施の区域
平成19年2月16日から 同 月25日まで	県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第25回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成18年10月16日から平成19年2月15日までの間にこれらの注射を受けている旨の証明書を有するものを除く。

4 実施の方法

炭そ予防液の皮下注射

兵庫県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林の所在場所

神戸市須磨区妙法寺字イヤガ谷  $\left. \begin{matrix} 15 \cdot 16 \cdot 17 \\ 18 \cdot 19 \end{matrix} \right\}$  合併1、15の1、15の14

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、神戸県民局地域振興部神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年2月13日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大柳仁豊野線	姫路市豊富町御蔭字堤ノ下1177番1から 同 市豊富町御蔭字堤ノ下1181番1まで	旧	9.0から 14.0まで	27.0	
		新	9.0から 11.0まで		

兵庫県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年2月13日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 洲本灘賀集線	洲本市由良町由良字小佐毘濱2452番1から 同 市由良町由良字小佐毘2458番2まで	旧	5.0から 11.0まで	61.0	予定地
		新	5.0から 11.0まで 9.0から 14.0まで	61.0 63.0	

兵庫県告示第 154 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年 2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
福良岡ノ原	南あわじ市		福 良	二丁目	乙738番の一部
				西一丁目	乙743番1の一部、乙743番2の一部、乙748番の一部、乙749番1の一部
				岡ノ原	乙781番1の一部、乙781番5の一部、乙782番1の一部、乙810番2の一部、乙811番1、乙811番2の一部

兵庫県告示第 155 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、龍野市大道南農住土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業施行期間
  - 変更前 平成17年 9月20日から平成19年 3月31日まで
  - 変更後 平成17年 9月20日から平成20年 3月31日まで
- 2 事業地区
  - 変更前 龍野市龍野町大道字前田及び字清水川の各一部
  - 変更後 たつの市龍野町大道字前田及び字清水川の各一部
- 3 変更認可の年月日
  - 平成19年 2月 1日

## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1(1) 申請のあった年月日 平成19年1月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人だいこく

イ 代表者の氏名 大江 春彦

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市下手野3丁目11番73号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス及び子育て支援に関する事業を行うとともに、子供から大人まで幅広い年齢層の地域住民が活用できるコミュニティスペース提供事業を行い、地域社会の活性化と文化的で健康的な社会生活に寄与することを目的とする。

## 2(1) 申請のあった年月日 平成19年1月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫南文化村評議会

イ 代表者の氏名 押切 毅

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区新在家南町3丁目7番17号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫南部地域の観光文化の振興、地域で生活する視力障害者のための盲導犬普及及び福祉施設の入所者に対する芸能慰問及び災害発生時の被災者支援に関する事業を行うことにより、地域の活力と福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 3(1) 申請のあった年月日 平成19年1月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人きらり

イ 代表者の氏名 川上 佳子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市逆瀬台6丁目3番19号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者等に対して、障害者自立支援法及び介護保険法に基づく事業等を行い、自立生活や社会参加を支援し、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 4(1) 申請のあった年月日 平成19年1月29日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人和気あい愛

イ 代表者の氏名 谷口 卓司

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区神出町田井221番地7

## エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者等及びその家族に対して、社会参加促進に関する事業を行うとともに、市民に対して、精神保健福祉の諸問題に関する理解と正しい知識の啓発活動を行い、精神保健福



社の向上に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年1月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸障害者自立支援センター

イ 代表者の氏名 久道 丈生

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区南本町通2丁目3番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者等社会的支援を必要とする方に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、人権擁護の推進と福祉の増進を通じた、真のノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成19年1月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人えびす

イ 代表者の氏名 志水 哲也

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市龍野富永1005番地1福祉会館

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自立支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成19年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人合気道播磨武育会

イ 代表者の氏名 國本 康彦

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市香寺町中仁野677番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民に対し、合気道の普及推進・技術向上、人材育成及び和の武道教育を通じた青少年健全育成に関する事業を行い、姿勢・礼儀を重んじる稽古から、これらの人々の健全な心身を養い、21世紀の人づくりと健康で生きがいのある市民生活の創造に寄与することを目的とする。

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) マックスバリュ大久保南店

所在地 明石市魚住町金ヶ崎63-1他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤本 昭

住所 姫路市北条口四丁目4番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤本 昭

住所 姫路市北条口四丁目4番地

4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年9月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,498平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

340台

(2) 駐輪場の収容台数

384台

(3) 荷さばき施設の面積

245平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

47.0立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成19年1月25日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年2月13日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年6月13日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成19年2月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 相生ショッピングタウン

所在地 相生市那波南本町1868-2

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤本 昭  
住所 姫路市北条口4丁目4番地  
名称 ダイキ株式会社  
代表者の氏名 佐藤 一郎  
住所 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号  
名称 ゴダイ株式会社  
代表者の氏名 浦上 晃之  
住所 加古川市野口町野口160番地の6  
名称 日本地所倉庫株式会社  
代表者の氏名 藤沢 純造  
住所 岡山県岡山市野田2丁目4番1号
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗において小売業を行っている者の代表者の氏名
- ア 変更前  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 原田 昭彦  
名称 ダイキ株式会社  
代表者の氏名 山下 雄輔
- イ 変更後  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤本 昭  
名称 ダイキ株式会社  
代表者の氏名 佐藤 一郎
- (2) 駐車場の位置及び収容台数
- ア 変更前  
629台
- イ 変更後  
592台
- (3) 荷さばき施設の位置
- (4) 廃棄物等保管施設の位置
- 4 変更年月日
- (1) 大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗において小売業を行っている者の代表者の氏名
- ア マックスバリュ西日本株式会社  
平成18年5月17日
- イ ダイキ株式会社  
平成18年11月22日
- (2) その他の変更年月日  
平成19年9月26日
- 5 届出年月日  
平成19年1月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成19年2月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年 6月13日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成19年 2月13日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品及び購入予定数量

###### ① 調達物品：牛海綿状脳症用 E L I S A キット（単価契約）

A又はBのいずれかとする。

A：93検体用

B：180検体用

###### ② 購入予定数量

A：93検体用の場合：374キット

B：180検体用の場合：187キット

（注）購入予定数量は見込数量であり、購入数量を保証するものではない。

##### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期間

平成19年 4月 1日（日）から平成20年 3月31日（月）

##### (4) 納入場所

食肉衛生検査センター 加古川市志方町横大路36- 1

西播磨食肉衛生検査所 たつの市新宮町仙正36- 1

但馬食肉衛生検査所 養父市養父市場入谷口1282- 8

淡路食肉衛生検査所 南あわじ市倭文長田49-18

##### (5) 納入方法

兵庫県健康生活部生活衛生課からの指示により随時納入すること。

##### (6) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

兵庫県出納局管理課 担当 藤本

電話 (078) 341-7711 内線 4947

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年2月13日(火)から同月27日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年3月23日(金)午後3時 兵庫県西館1階 大入札室
  - (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年3月22日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
  - (5) 電子入札  
本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。  
ア 申込書の提出は、平成19年2月13日(火)午前9時から同月27日(火)午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。  
イ 電子入札は、平成19年3月15日(木)午前9時から同月23日(金)午後3時までに行うこと。  
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額(契約希望単価に上記1(1)の数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を、平成19年3月22日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
全額免除する。
  - (4) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成19年4月1日(日))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。(電子入札を除く。)  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。  
ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1検体当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載、又は電子入札をすること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。(電子入札を除く。)  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。  
(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者  
(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。